

九州住宅保証株式会社
適合証明業務手数料規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、九州住宅保証株式会社適合証明業務規程(以下「業務規程」という)に基づき、九州住宅保証株式会社(以下「当社」という)の行う適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

(手数料の区分)

第2条 業務規程第4章に規定する手数料の額は、一戸建て等、共同建て、賃貸住宅の区分により別に定める。

第2章 一戸建て等

(一戸建て等における手数料)

第3条 一戸建て等の手数料の額は、住宅性能評価等の申請区分に応じ、別表1に定める額とする。

現場検査手数料は、住宅性能評価等の申請区分に応じ別表1に定める額に、第5章で定める遠隔地割増料金を加算した金額とする。

2 一戸建て等において、再検査を行う場合の手数料は、別表4に定める額に第5章で定める遠隔地割増料金を加算した額とする。

第3章 共同建て

(共同建てにおける手数料)

第4条 共同建ての手数料の額は、住宅性能評価等の申請区分に応じ、別表2に定める額とする。

現場検査手数料は、住宅性能評価等の申請区分に応じ、別表2に定める額に、第5章で定める遠隔地割増料金を加算した金額とする。

2 共同建てにおいて、再検査を行う場合の手数料は、別表4に定める額に第5章で定める遠隔地割増料金を加算した額とする。

第4章 賃貸住宅

(賃貸住宅における手数料)

第5条 賃貸住宅の手数料の額は申請区分に応じ、別表3に定める額とする。

現場検査手数料は申請区分に応じ、別表3に定める額に、第5章で定める遠隔地割増料金を加算した金額とする。

2 賃貸住宅において、再検査を行う場合の手数料は、別表4に定める額に第5章で定める遠隔地割増料金を加算した額とする。

第5章 遠隔地割増料金

(遠隔地割増料金)

第6条 建設地から最寄の次の表に定める基準都市からの直線距離の区分(以下距離の区分)に応じ、検査一回あたりの遠隔地割増料金を定める。但し都合により当社(本店及び北九州支店の事務所)から検査に行く場合は、当該事務所から建設地までの距離に応じ、遠隔地割増料金を加算した金額とする。

(基準都市)

県名	都市名	県名	都市名
福岡県	北九州市	佐賀県	佐賀市
	福津市		
	福岡市		
	小郡市		
	大牟田市		
久留米市			
筑紫野市			
県名	都市名	県名	都市名
長崎県	長崎市	大分県	大分市
	佐世保市		日田市
別府市			
県名	都市名	県名	都市名
熊本県	熊本市	宮崎県	宮崎市
	八代市		延岡市
都城市			
県名	都市名	/	/
鹿児島県	鹿児島市	/	/
	出水市	/	/

2 遠隔地割増料金は、検査員等職員1名につき次の表に定めるものとする。

距離の区分	遠隔地割増料金
概ね20km～50km	5,000円(消費税別)
概ね50km～100km	10,000円(消費税別)
概ね100km以上	15,000円(消費税別)

3 建設地が島しょ部で九州本島より架橋等により接続されていない場合及び基準都市から建設地までの移動に往復3時間以上要する場合には、第2号の規定に加え、鉄道・船舶・航空機等の交通費実費及び検査員等職員1名あたり50,000円(宿泊費含む、消費税別)を加算する。

第6章 雑則

(事前相談料)

第7条 設計検査の申請以前に、当社が適合証明予定住戸等に係る相談に応じた場合には、その相談料を請求することができる。

(適合証明書の再交付料金)

第8条 当社が交付した適合証明書の再交付にあたっては、再交付料金として5,000円(消費税別)とする。

(規程の改定)

第9条 本規程は当社の判断により事前の予告なく改定することが出来る。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

平成21年2月1日改定

1. 改定後の規程は、平成21年2月1日より施行する。(中古住宅における同一棟内の他住戸の適合証明書を活用することで現地調査等を省略できる場合等により一部改定)
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改定前の規定による。

平成25年4月1日改定

1. 手数料一覧表(別表1～4)改定
2. 第2条、3条、4条、5条、6条改定

平成26年4月1日改定

1. 消費税率改定により手数料一覧表(別表1～3)改定
2. 第6条 第8条 消費税別表記に改定

平成27年7月1日改定

1. 省エネルギー性基準改正により手数料一覧表(別表1～3)改定

平成29年3月1日改定

1. 手数料見直しにより手数料一覧表(別表1)改定

平成30年6月1日改定

1. BELS評価書活用により手数料一覧表(別表1)改定

平成31年4月1日改定

1. 次世代住宅ポイント対象住宅証明書活用により手数料一覧表(別表1)改定

別表1 一戸建て等

	申請パターン		一般(フラット35)				優良住宅(フラット35S) ※7※8			
			設計検査※3	中間現場検査※4	竣工現場検査※9	合計	設計検査※3※5	中間現場検査※4※5	竣工現場検査※9	合計
新築	適合証明単独申請(設計検査省略を含む)		14,040	15,120	15,120	44,280	19,872	20,952	20,952	61,776
	確認申請と同時申請 ※1 (設計検査省略を含む)	下記以外	4,320	9,720	10,800	24,840	14,472	15,552	12,312	42,336
		機構承認住宅(設計登録タイプ)			6,480 ※13	20,520	4,320 ※14			32,184
	性能評価と同時申請 ※2 (建設住宅性能評価書活用)	建設住宅性能評価書、若しくは竣工直前の検査報告書を添付したもの	—	—	10,800	10,800	同左(割増なし)			
	竣工済特例 ※中間検査の時期を過ぎているもの(S付の耐震性は不可)		14,040	—	30,240	44,280	19,872	—	41,904	61,776
中古	基本料金(各融資共通) ※10		54,000							
	機構基準の耐震評価適合確認を要する物件		108,000				※6			

- ※1 当社に確認申請を提出し確認済証を発行している場合は、設計検査手数料が単独申請となる。
- ※2 一定の等級を満たすものに限る。
- ※3 設計住宅性能評価書(当社にて住宅性能評価を実施した場合で一定の等級を満たすものに限る)を活用する場合、又は長期優良住宅認定通知書(当社にて技術的審査を実施したものに限る)を活用する場合は、設計検査が省略できる。
- ※4 当社にて住宅瑕疵担保責任保険の躯体工事完了時の現場検査、又は特定工程の中間検査を実施する日までに設計検査が完了しているものは中間現場検査を省略できる。ただし、任意で中間現場検査を申請する場合はこの限りでない。
- ※5 フラット35Sのうち耐震性の手数料は、設計若しくは建設住宅性能評価で一定の等級を満たしている場合及び機構承認住宅以外は、各優良住宅の手数料に設計検査は162,000円、中間現場検査は10,800円を加算した額とする。
又省エネルギー性の設計検査の手数料は、次世代住宅ポイント対象住宅証明書及びBELS評価書を活用する場合を除き、断熱等性能等級を適用する場合は5,400円、一次エネルギー消費量等級を適用する場合は16,200円を各優良住宅の設計検査の手数料に加算した額とする。 ※プラン変更があった場合の手数料は別途見積りとする。
- ※6 中古タイプについては割増なし。中古タイプ以外で新築時の適合証明書等を活用する場合は割増なし。(新築時の適合証明書等を活用しない場合は、別途見積りとする。)借換融資はフラット35の適用はない。
- ※7 フラット35Sの基準を任意に2つ以上取得する場合は、各検査ごとにSの個数×6,400円を加算する。但し、耐震性及び省エネルギー性の一部は※5参照。
- ※8 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「認定低炭素住宅」、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく「長期優良住宅」の認定を受けた住宅、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく「基準適合建築物」、「性能向上計画」の認定を受けた住宅は一般(フラット35)の手数料となる。
- ※9 現場検査手数料については、別途適合証明業務手数料規程に定める遠隔地割増料金を加算した額とする。
- ※10 リフォーム一戸型及びリノベの手数料については別途見積りとする。
- ※13 当社で長期優良住宅の技術審査を実施した場合。
- ※14 当社で次世代住宅ポイント対象住宅証明書の発行又はBELSの評価を実施した場合。

別表2 共同建て

	申請パターン		一般(フラット35)					優良住宅(フラット35S) ※8※12						
			設計検査 <A> ※3※11	竣工現場検査 ※9※11				合計	設計検査 <C> ※3 ※4 ※11	竣工現場検査 <D> ※9※11				合計
				1~50	51~100	101~200	201~			1~50	51~100	101~200	201~	
新築	適合証明単独申請 (設計検査省略を含む)	一般申請	151,200	151,200 (118,800)	237,600	313,200	356,400	205,200 (32,400)	183,600 (151,200)	291,600	367,200	410,400		
		マンション登録一括申請	(27,000)	108,000	140,400	162,000	194,400	129,600	162,000	183,600	216,000			
	確認申請と同時申請 ※1 (設計検査省略を含む)	一般申請	108,000	75,600 (27,000)	118,800	172,800	205,200	162,000 (16,200)	108,000 (54,000)	151,200	205,200	248,400		
		マンション登録一括申請	(10,800)	43,200	64,800	86,400	118,800	75,600	97,200	118,800	151,200			
性能評価と同時申請 ※2 (建設住宅性能評価書活用)	一般申請	—	54,000 (10,800)	86,400	108,000	140,400	—	同左(割増なし)						
	マンション登録一括申請		43,200	54,000	64,800	86,400	同左(割増なし)							
中古	基本料金(各融資共通) ※10		54,000											
	機構基準の耐震評価適合確認を要する物件		108,000					※6						
適合証明書活用(同一棟内で2戸目以降等) ※5			10,800					※7						

- ※1~※3、※6、※9、※10 一戸建て等と共通
- ※4 フラット35Sのうち耐震性の手数料は、設計若しくは建設住宅性能評価で一定の等級を満たしている場合を除き、各設計検査の手数料に162,000円を加算した額とする。
又省エネルギー性の設計検査の手数料は、設計若しくは建設住宅性能評価で一定の等級を満たしている場合を除き、断熱等性能等級を適用する場合は540円×戸数、一次エネルギー消費量等級を適用する場合は1,620円×戸数を加算した額とする。 ※プラン変更があった場合の手数料は別途見積りとする。
- ※5 同一棟内の他住戸の適合証明書を活用することで、現地調査等を省略できる場合に限る。(フラット35Sは新築時の適合証明書等が必ず必要。)
- ※7 新築時の適合証明書等で、当該基準に適合していることが確認できる場合に限る。
- ※8 フラット35Sの基準を任意に2つ以上取得する場合は、設計検査<C>と現場検査(1回)<D>にそれぞれSの個数×54,000円を加算する。但し、耐震性及び省エネルギー性の一部は※4参照。
- ※11 5戸以下の場合()内の額とする。
- ※12 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「認定低炭素住宅」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく「性能向上計画」の認定を受けた住宅、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく「長期優良住宅」の認定を受けた住宅は一般(フラット35)の手数料となる。

別表3 賃貸住宅

	申請パターン		各融資共通					
			設計検査 <A> 1棟あたり※10※11	竣工現場検査 1棟あたり※9				合計
				1~10	11~20	21~30	31~	
新築	適合証明単独申請		39,960	27,000	51,840	77,760	別途見積り	
	確認申請と同時申請 ※1		28,080	16,200	32,400	48,600	別途見積り	

- ※1、※9 一戸建て等と共通
- ※10 フラット35Sのうち省エネルギー性の設計検査の手数料は、断熱等性能等級のみを適用する場合は540円×戸数、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級(一次エネルギー消費量等級のみを含む)を適用する場合は1,620円×戸数を加算した額とする。 ※プラン変更があった場合の手数料は別途見積りとする。
- ※11 設計検査において31戸以上の場合は別途見積りとする。

別表4 再検査の手数料

再検査の手数料は、当該申請の現場検査手数料と同額とする。